



令和7年度

経営所得安定対策等及び 市の独自支援策の概要

須賀川市地域農業再生協議会

目 次

需要に応じた米の生産に向けて	·····	P 1
令和7年産米生産数量の目安の設定について	·····	P 2
水田活用の直接支払交付金	·····	P 3~4
須賀川市の独自支援策について	·····	P 5
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金	·····	P 6
畑作物の直接支払交付金	·····	P 7~8
交付金の交付スケジュール	·····	P 9
営農計画書の記入方法・提出先・提出期限	·····	P 10~11
収入保険の概要	·····	P 12
【参考】支援単価(予定)と収入イメージ	·····	P 13~14

需要に応じた米の生産に向けて

～ 非主食用米生産への協力のお願い ～

米価は、産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されています。

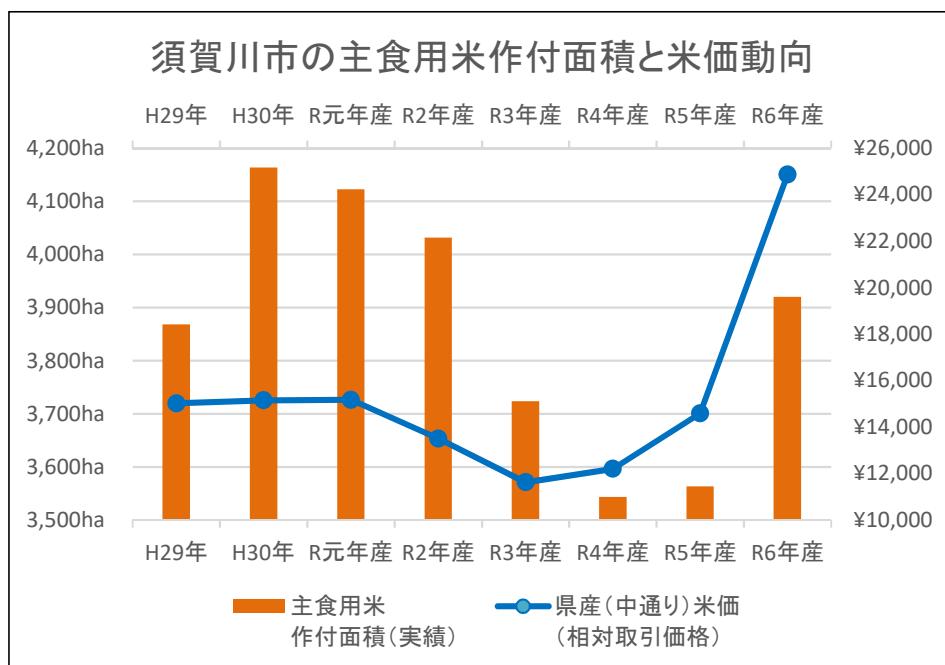
全国的にも需要に応じた米の生産が推進され、米価は前年に比べると大きく上昇しましたが、人口減少等による構造的な米の需要減少や不安定な国際情勢による肥料高騰等により、先が見通せない状況が続いています。

米価の安定を図るためにも、引き続き非主食用米への取り組みにご協力をお願いします。

主食用米の作付状況

	主食用米	非主食用米等
R6年産(A)	3,920ha	804ha
R5年産(B)	3,563ha	1,172ha
増減 A-B	357ha	▲ 368ha

10月基準



米価安定を図るために…

令和6年産で非主食用米を生産した方
引き続き取り組みを継続いただき、できる限り上乗せしてください。

非主食用米を生産していない方
次のページ(P2)の生産数量の目安を参考に、非主食用米の
取り組みをお願いします。

須賀川市 令和7年産米生産数量の目安の設定について

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議から市地域農業再生協議会へ提示された生産数量（面積）の目安

区分	R7年生産数量の目安(A)	R6年産主食用米実績(B)	比較増減(C)=(A)-(B)	前年対比率(D)=(A)/(B)
作付面積(ha)	3,856	3,920	▲ 64	98.36%

2 生産数量（面積）の目安の設定方法

各農家の水田面積に一律に次の割合を乗じて設定する。

令和7年		※目安を参考にすると... 例: 水稲1haにつき、飼料用米を約35a生産
生産面積の目安	転作面積の目安	
67.86%	32.14%	

3 基準単収

区分	中部地域	西部地域	東部地域	東山地域
	須賀川、浜田、西袋	稻田、仁井田、長沼、梓衝、白方、白江	小塩江、川東大森田	東山
令和7年産基準単収	536kg/10a	545kg/10a	532kg/10a	421kg/10a

4 面積から数量への換算方法

生産の目安として、数量を算出する場合は、農業者の生産面積の目安に基準単収を乗じて数量の目安を算出する。

水田活用の直接支払交付金

(農林水産省予算)

水田で麦、大豆、飼料用米、加工用米等の戦略作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 交付対象者 交付対象水田

交付対象者は、販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家及び集落営農です。
取り組んだ面積に応じて、交付します。

2 戰略作物助成(基幹作のみ対象)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稻	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米(一括管理)	(作況に応じて増減) 70,000円/10a
飼料用米、米粉用米(区分管理)	収量と作況に応じ、 55,000円～105,000円/10a

※1 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること、出荷・販売することが要件です。

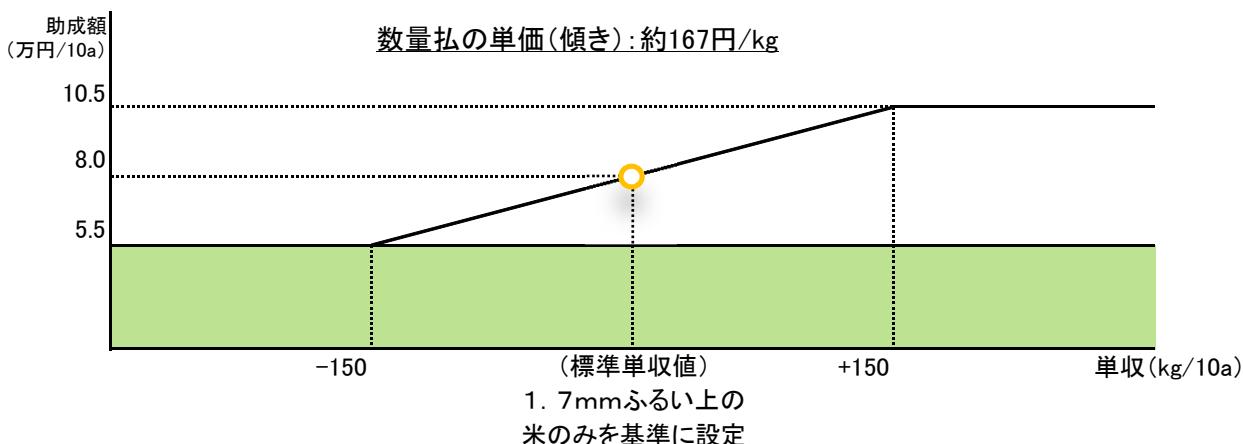
※2 飼料作物には、飼料用とうもろこしも含まれます。

※3 飼料作物の多年生牧草については、収穫のみを行う年は交付単価が10,000円/10aとなります。

なお、営農計画書への記入方法にも注意が必要となりますので、P10を参考にご記入願います。

※4 飼料用米の一般品種については、令和6年度から標準単価を段階的に引き下げます。

飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ(区分管理の場合)



※1 数量払による助成は、農産物検査又は農産物検査によらない方法により助成対象数量が確認出来ることが条件となります。

※2 標準単収値の各地域への適用にあたっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収(地域の合理的単収)を適用します。

3 産地交付金

産地交付金における交付単価は、県内の取組面積及び国・県からの配分額に応じて、**予算の範囲内で支払われるため、変動(増減額)することがあります。**

対象作物(基幹作物)	設定	交付単価(予定) 予算により単価調整される場合があります。	
○飼料用米(一般品種・多収品種)	地域	4, 000円以内/10a	左記のいずれにも該当する場合の合計額 8, 000円以内/10a
内 多収品種推進助成適用加算		4, 000円以内/10a	
○加工用米	地域	4, 000円以内/10a	左記のいずれにも該当する場合の合計額 20, 000円以内/10a
内 3年以上の複数年契約の加算		16, 000円以内/10a	
○新市場開拓用米(輸出用米)多収穫品種	国 県	36, 000円以内/10a	左記のいずれにも該当する場合の合計額 46, 000円以内/10a
内 R7年産から3年以上の複数年契約の加算 ※ 令和6年産からの契約分は対象外		10, 000円以内/10a	
○そば、なたね	国	20, 000円以内/10a	
○飼料用トウモロコシ	県	4, 000円以内/10a	
○麦、大豆	県	5, 000円以内/10a	
○耕畜連携(わら利用、資源循環)	地域	2, 000～4, 000円以内/10a	
○地域振興作物	地域	4, 000円以内/10a	

【交付要件等の概要】 **※令和6年度を踏まえた令和7年2月現在の予定です。**

※1 交付対象水田の要件があります。詳しくは、国の「経営所得安定対策等実施要綱」をご確認ください。

※2 飼料用米、加工用米等は、実需者等との出荷・販売契約を締結し、出荷・販売することが要件となり、助成を受けるには、新規需要米取組計画の認定を受け以下の取り組み等が必要です。

①低コスト生産等の取り組み

(飼料用米と加工用米で必要な取り組みが異なりますので、詳細は協議会にお問い合わせください)

②飼料用米の場合、生産の団地化の取り組み

③飼料用米の多収品種の場合、多肥栽培の取り組み

④加工用米の複数年契約の場合、複数年(3年以上)の販売契約を締結しているもの

※3 飼料用米のうち多収品種は、多収品種推進助成が適用になると4,000円以内/10aの加算があります。

※4 新市場開拓用米(輸出用米)は、実需者等との出荷・販売契約を締結し、出荷・販売することが要件となり、助成を受けるには、取組計画の認定を受け以下の取り組み等が必要です。

①多収穫品種(以下の品種)とコシヒカリの作付

(天のつぶ、里山のつぶ、しきゆたか、ちほみのり、つきあかり、ゆみあずさ、えみのあき、萌えみのり)

②低コスト生産、土づくり、多肥栽培、紋枯病防除等の取り組み

複数年契約の場合、上記に加え…③令和7年産から複数年(3年以上)の販売契約を締結すること

※5 地域振興作物は、実需者へ出荷・販売することが要件となり、該当する作物は、次のとおりです。

①野菜: アスパラガス、いちご、きゅうり、トマト、なす、にら、ねぎ、うど、えだまめ、かぼちゃ、キクイモ
さといも、さやいんげん、さやえんどう、たまねぎ、とうもろこし(スイートコーン含む)、ばれいしょ
ブロッコリー、ベビーリーフ、レタス、スナップえんどう、にんにく

②花き: ゆり、ウメモドキ、ユキヤナギ

③その他の高収益作物: 加工用青刈り稻、葉たばこ

【 須賀川市の独自支援策について 】

水田フル活用推進助成事業

(1) 水田フル活用推進助成金

対象作物区分	令和7年度単価上限額	備考
大豆、飼料作物、そば、なたね	7,000円/10a	
加工用米	7,000円/10a	
加工用米(チヨニシキ)	10,500円/10a	
新市場開拓用米(輸出用米)	10,500円/10a	
飼料用米(一般品種)	1,750円/10a	
飼料用米 (多収品種)	全地域対象 重点推進地区 (小塩江・大東地区)	5,250円/10a 10,500円/10a
米粉用米(パン・めんの専用品種)	5,250円/10a	

市の予算の範囲
内で支払われる
ため、単価が変
更になる場合が
あります。

助成の要件

- ① 捨てづくり、自家消費は対象外とする。
- ② 加入申請書及び営農計画書が提出されていること。
- ③ 営農計画書に記載されている農地が交付対象。
- ④ 飼料用米に取り組む場合は、事前に方針作成者に連絡すること。

飼料用米(多収品種)の要件

- ① 対象となる品種は、ふくひびき、べこあおば、べこごのみなどの専用品種のみ。
- ② 重点推進地区は、令和7年度まで対象。
- ③ 市外の農地に作付する場合の単価上限額は5,250円/10a。

減農薬・減化学肥料米づくり推進事業

(1) 減農薬・減化学肥料米づくり推進事業

有機栽培のJAS認証並びに特別栽培の認証を受けた取り組み面積に対し、予算の範囲内で助成します。

・有機栽培 5,000円/10a ・特別栽培 3,000円/10a

(2) エコファーマーぼたん姫栽培推進事業

水稻でエコファーマーを取得した方が、エコファーマー実施ほ場で栽培した米を、1.9mmのライスグレーダーを使用した「ぼたん姫」として出荷した場合、出荷量を地区基準単収で除して求めた面積に対し、予算の範囲内で 2,000円/10a の助成をします。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） (農林水産省予算)

農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットで、米・畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

1 交付対象者

認定農業者・認定新規就農者・集落営農が対象です。

※いずれも規模要件はありません。

2 交付対象品目

米(主食用米)、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

※事前契約等(6月までに出荷販売契約を締結)が要件です。

※ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象外です。

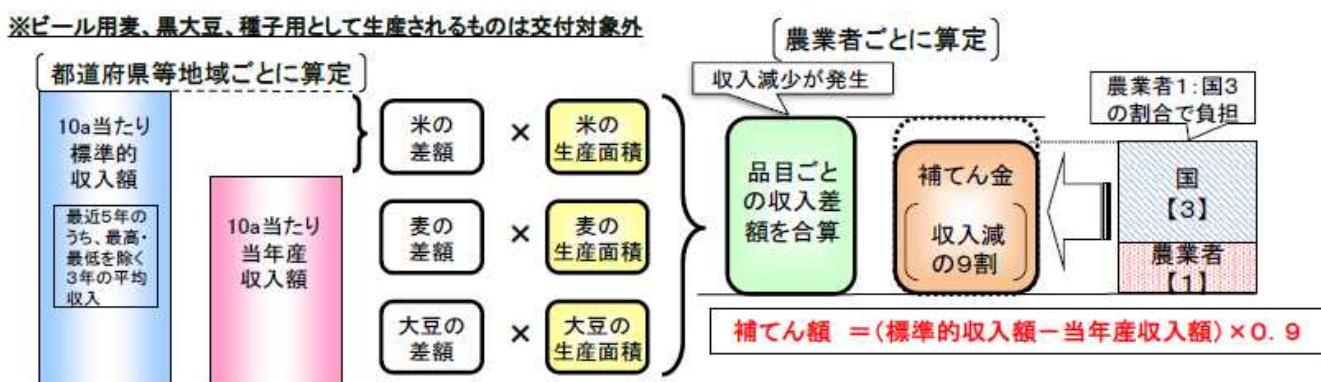
3 補てん額

農業者の米、麦、大豆等の10aあたり当年産収入額(10aあたりの収入計)が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

このため、農業者の積立金の拠出が必要となります。積立金の残額は翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

制度設計のイメージ



畠作物の直接支払交付金（ゲタ対策） (農林水産省予算)

麦、大豆、そば、なたね等の対象作物の生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は、数量払の内金として先払いします。

自然災害等の不測の事態に備えて、原則として、面積払いと数量払いの両方を申請してください。

1 交付対象者 及び 対象作物

(1) 交付対象者

対象作物を販売目的で生産する認定農業者・認定新規就農者・集落営農が対象です。(規模要件無)

販売先との出荷契約書が必要です。(直売所での販売、自家加工で利用する場合は別途申請が必要)

※1 販売農家については、共済加入者又は販売実績がある農家となります。

※2 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っている団体となります。

(2) 対象作物

麦、大豆、そば、なたね等

※ ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものは交付対象外です。

2 面積払(営農継続支払)

(1) 交付対象面積

麦・大豆・そば・なたね等の当年産の作付面積が交付対象面積です。

※1 当年産の数量払の概算払となります。

※2 当年産の収穫量が確定後、年明けにお支払することも可能です。

(2) 交付単価

20,000円/10a(麦・大豆・なたね等)

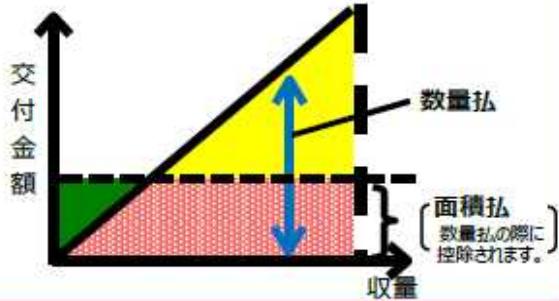
13,000円/10a(そば)

畠作物の直接支払交付金のイメージ

<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



3 数量払

(1) 交付対象数量

麦・大豆・そば・なたね等の当年産の出荷・販売数量が交付対象数量です。

(2) 品質に応じた数量払

麦・大豆・そばについては、農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認をし、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

※1 面積払(営農継続支払)を受けた農業者は、その交付額を控除して支払います。

※2 各作物の基準単収は、畠作物の直接支払い交付金における須賀川市の基準単収を参考値として表記しております。(令和5年産から令和7年産に適用)

(3) 交付単価

免税事業者向け単価 と 課税事業者向け単価 に分かれます。

※ 免税事業者向け単価には消費税が負担分が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれていません。

(4) 交付申請

免税事業者向け単価を申請する方は、2年前の確定申告書等の提出が必要です。

個人と法人によっても異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

(農林水産省お問い合わせ先:0120-38-3786)

小麦

品質区分 (等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

基準単収: 223kg/10a

A～Dランク: たんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分 (等級)		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当	品質区分 (等級)		合格又は 合格相当	
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用 大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310	8,720
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720	

基準単収: 107kg/10a

特定加工用: 豆腐、油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

そば

品質区分 (等級)		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

基準単収: 41kg/10a

なたね

品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ ナシキブ きらきら銀河 ペノカのしづく	その他の 品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

基準単収: 24kg/10a

交付金の交付スケジュール

経営所得安定対策等の交付金(水田活用・畑作物等)に関するスケジュール(予定)は下記のとおりです。

1 交付金に関するスケジュール(予定)

2 営農計画書・交付申請書等の提出

當農計画書

例年3月頃に各農家に対して営農計画書や生産数量の目安等をお送りしています。

當農計画書が届きましたら、内容を確認(P10・11参照)のうえ、期限までに方針作成者にご提出願います。

交付申請書

例年各地区で交付金事業の申請会(5月～6月)を開催し、その際に準備しご提出いただいています。

令和7年度の申請会についても、詳細が決定した後に別途ご案内いたします。

上記等を踏まえ、交付申請書等を作成し、令和7年6月30日までに方針作成者等にご提出願います。

3 交付金の交付時期(予定)

- ①-1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
面積払:生産年の10月頃
数量払:生産年翌年の2月～3月頃

①-2 水田活用の直接支払交付金
生産年の12月頃

②市独自支援(水田フル活用推進助成金)：生産年の12月頃

③米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)
生産年翌年の5月～6月頃

※ 上記は目安であり、交付時期が変更となる場合があります。

営農計画書の記入方法・提出先・提出期限

令和7年度 水稲生産実施計画書兼営農計画書（兼）水稻共済加入申込書兼変更届出書

記入年月日

1枚目

No	市町村名	地区名	集落名	福島県農業共済組合 農業共済地区名	年 月 日
市町村コード	越後コード 集落コード 農家番号 共済組合員コード	地区コード 大地図 小 地 区	東京事務局用印兼被る印の文様 ※加入している又は加入予定の場合(□)/未加入する(△)を記入		
(フリガナ)			麦 大 豆 そ ば	参加する認定方針作成主体名(農協・業者名) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(3)
氏名	須賀川 太郎 印		電話番号 88-9138	(水稲共済引受方式及び補償種苗販賣額) 令和7年農業共済作物(水稲)の引受方式及び補償合算等を下記のとおり選択します。 (○)は前年度の加入内容です。変更する場合は記入のうえ□で囲んでください。	
住所	須賀川市八幡町135番地①		畠作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積 (認定農業者、要件を満たす水稻當農、認定新規就農者が対象)	主食用米生産数量の目安記入欄 作付面積 単 収 生産量 m ² kg/kg kg	
経営形態	□個人 □集落 营農 □法人 (構成員人)	交付申請者管理コード		(水稲共済単位当たり共済金額及び自販統計結果の概況)	
本計画書に記載された内容について、耕地情報等の確認のため、水稻共済加入申込書変更新届出書と突合することに同意します。					

農地の利用計画記入

農地の番号 耕作分筆番号	地名・地番	交付耕作面積 耕地面積(耕作面積を含む) 耕地面積(注1)	耕作年期 耕作年期(注2)	本地田畠面積 (注3)	水稲作付面積 (引受け)作物作付面積(注4)	水稲以外の作物名 (注5)	収量等級 (注6)	多収品種 田の自作自営 栽培の種別(注7)	耕畜連携 栽培者(権原を有する者)(注8)	備考(注10)
001	オロシマチ 37		2020	2000	2000	コシヒカリ				
002	ニシカワニシタ 1			1050	1000	1000		飼料用米		水稻品種名を記入 転作作物名を記入
003	○○○-3	1050	1000	1000		○○地区 △△氏へ				売買・賃貸等により耕作地が減る場合や相手方の
004	コーカ 1 仁井田字向田1	3030	3000	3000		ひとめぼれ				
005	2 和田字谷地 2	3030	3000	3000	コシヒカリ そば			取組作物を変更する場合、取消線で訂正し内容を記入		
006	ニイダヒガシマチ 6	1030	1000	1000	きゅうり	きゅうり		自家消費分は該当欄に「○」を記入		
007	キノサキヒガシマチ 7	2020	2000	2000	コシヒカリ(特別栽培米)					
008	ヒガシマチ 8 滑川字東町 8	2020	2000	2000	チヨニシキ(加工用米)			有機栽培、特別栽培、水稻直播栽培、エコ栽培に ぞの取り組み内容を記入		
009	キノサキヒガシマチ 17	1730	1700	1700	飼料作物(多年生牧草)○					
場 標	仁井田字大谷地 1	1030	1000	1000	コシヒカリ ○○地区△△氏より			加工用米に取り組む場合、加工用米と記入		
								飼料作物の多年生牧草に取り組む場合、 ・播種から収穫まで行う年は、品種名欄に記入し、播種 ・収穫のみ行う年は、品種名欄のみ記入。		

売買・賃貸等により新たに耕作地が増えた場合、地名・地番・面積・作物名・相手方氏名を記入

<営農計画書の記入上の注意>

- ① 「氏名」・「住所」・「電話番号」を確認し、変更が必要な場合は訂正してください。
なお、氏名欄に印の表記がありますが、押印は不要です。
- ② 大字の表記がない場合や、不明な地番の場合は、「地名・地番」を大字から漢字で書いてください。
- ③ 参加する生産調整方針作成者を下記一覧表の中から選択し、記入してください。
お送りした営農計画書には、前年度の生産調整方針作成者が印字してあります。
生産調整方針作成者を変更する場合は、訂正してください。

<生産調整方針を作成している集荷業者等一覧表>

認定生産調整方針作成者	住 所
JA夢みなみ	須賀川市大町85
JA福島さくら	郡山市朝日二丁目14-7
(有)山吉吉田商店	須賀川市栄町308
(有)岩瀬米肥	須賀川市館ヶ岡字町尻58-1
日進屋	須賀川市長沼字豊町4
農事組合法人須賀川産直センター	岩瀬郡鏡石町東鹿島238
グラントマト(株)	須賀川市岩渕字前南108-2
(株)小林	須賀川市緑町36
(有)関根農産	須賀川市大栗字鍛冶内2
(有)みづほ郡山ライスセンター	郡山市逢瀬町河内字篭原3
(株)大賀商店	須賀川市泉田字宿35-1
農事組合法人産直組合郡山	郡山市大槻町古屋敷54-3
(有)うめもと	郡山市富久山町八山田勝木沢82
(株)山吉吉田商店	郡山市田村町守山字殿町1-1
みどりや商店	須賀川市小作田字荒町台59

- ④ 営農計画書の1枚目は農業者控えとなりますので各自で保管してください。(提出不要です)
- ※ 加工用米、飼料用米、備蓄米等に取り組まれる方は、各認定生産調整方針作成者に相談してください。
その他、記載内容に変更があるものについて、P10の例にならって記入してください。
- ※ 3月28日(金)までに 認定生産調整方針作成者へ 提出してください。

収入保険の概要

収入保険は、自然災害による収量減少に加え、価格低下、けがなどによる収入減少を幅広く補償する制度です。米価下落や、新型コロナウイルス感染症などの影響で、収入が減少したときも補償対象です。

1 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入することができます。

※収入保険とナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入してください。

2 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。

※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

3 補てんの仕組み

保険期間(個人:1月～12月、法人:事業年度の1年間)の収入が基準収入の9割(補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を上限に補てんします。

＜収入保険の補てん方式＞

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

支払率(9割を上限として選択)

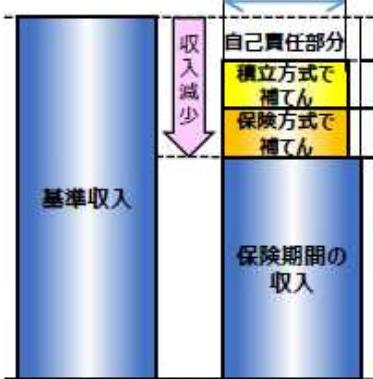
100%

自己責任部分
(保険方式+積立方式の補償限度額の上限)

90%
(保険方式+積立方式の補償限度額の上限)

80%
(保険方式の補償限度額の上限)

70%
(保険方式の補償限度額の上限)



※令和2年1月からは、
補償の下限を選択することにより、最大4割安い保険料で加入できる
タイプを創設

基準収入は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に、
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

【収入保険に関するお問い合わせは、福島県農業共済組合県南支所まで】

TEL0247-37-1003/FAX0247-37-1181

4 市の収入保険加入促進事業

保険料(積立分を除く)については、市で1/10を補助します。(補助期間3年)

※福島県農業共済組合を通じて補助するため、申請は不要です。

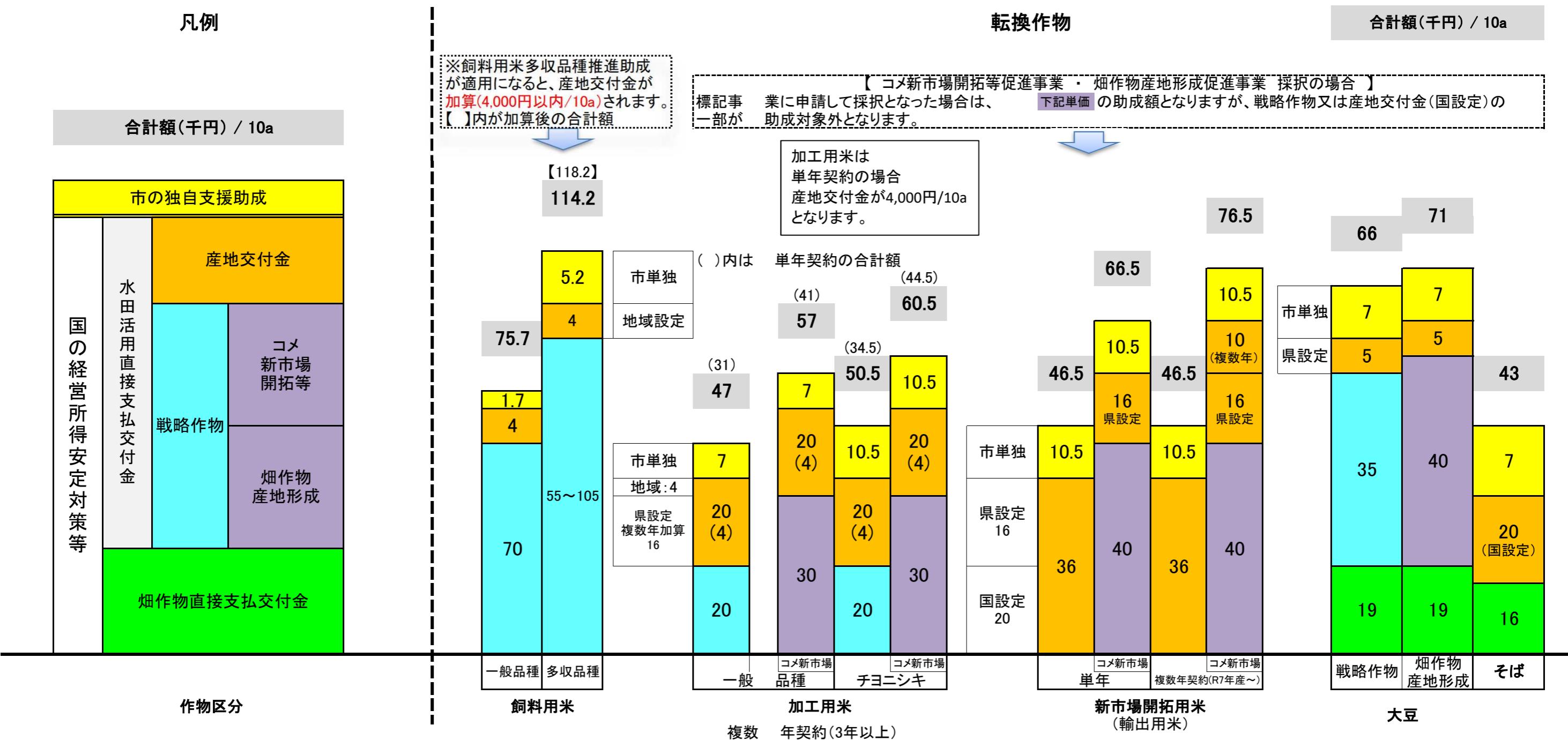
参 考

令和7年度経営所得安定対策等における支援単価(予定)（※販売収入は考慮しない）

凡例

転換作物

合計額(千円) / 10a



【補足説明】上記支援単価の産地交付金及び市の独自支援助成は、令和7年2月現在の予定であり

- 【備考説明】上記支払単価の注地交付金及び市の独自支援助成は、合算して支給現在の予定です。

 - 飼料用米
 - ・戦略作物単価は、当該年の作況や収量に応じ変動します。
 - ・多収品種のグラフは上限額(105千円/10a)で表示しています。
 - ・「飼料用米多収品種推進助成」適用の場合、加算があります。
 - 加工用米
 - ・単年契約の場合も助成対象となりますが、産地交付金の金額が異なります。(複数年は20千円/10a・単年は4千円/10a)

国・県からの配分額や市の予算額に応じて支払われるため、変動することがあります。

- ◎ 畑作物直接支払交付金は、水田で作る畑作物も対象となります。

○ 大豆・畑作物直接支払交付金単価は、数量払1等(免税事業者)で試算しています。

○ そば・畑作物直接支払交付金単価は、数量払1等(免税事業者)で試算しています。

※ 畑作物直接支払交付金は、麦も対象作物となっています。(収入イメージは省略)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

